

# 令和8年度 免許・資格取得助成金交付要綱

一般社団法人 神奈川県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、(一社)神奈川県トラック協会(以下「協会」という。)が行う大型免許、中型免許(限定解除を含む)、準中型免許(限定解除を含む)、けん引免許、フォークリフト運転技能資格の取得、「特例教習」の受講に係る助成金(以下「助成金」という。)の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

## (定義)

第2条 本要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- ①「大型免許」「中型免許」「準中型免許」「けん引免許」とは、道路交通法第84条、同施行規則第2条にて規定されているものをいう。
- ②「フォークリフト運転技能資格」とは、労働安全衛生法第61条並びに同施行令第20条11項にて規定されているものをいう。
- ③「特例教習」とは、道路交通法第88条及び同施行令第32条にて規定されているものをいう。

## (助成対象)

第3条 協会の会員事業者に対し、神奈川県内に所在する事業所の従業員が前条に掲げる免許・資格を取得した際に要した費用の一部、並びに「特例教習」の受講について助成を行うものとする。

但し、免許取得については、公安委員会の指定する自動車教習所において取得したものに限り、フォークリフト運転技能資格については、労働局登録教育機関において修了したものに限り。

- 2 会費の滞納がないこと。
- 3 国、神奈川県、全ト協等の実施する助成金との併用を可能とするが、交付を受ける助成額等の合計が事業者の負担額を上回る場合は、本助成事業による助成額を減額する。
- 4 神奈川県における「大型免許一種運転業務従事者育成コース事業」を利用した者を除く。
- 5 所定助成対象期間内に免許等を取得した者が助成金の交付申請日に在職していたことに限る。

(助成金の対象範囲・交付金額)

第4条 前条の助成金については、大型免許、中型免許（限定解除を含む）、準中型免許（限定解除を含む）、けん引免許の取得並びに「特例教習」の受講のために指定自動車教習所で要する費用及びフォークリフト運転技能資格の取得に要した費用の一部とする。助成額は以下の通りとし、1,000円未満の金額は切り捨てる。なお、1社当りの助成上限額は免許及び特例教習 900,000円、フォークリフト 25,000円とする。

①指定自動車教習所における運転免許取得の場合

免許取得に係る費用（教習所に支払った金額）の2分の1

（上限額）大型免許取得につき1名当たり	150,000円
中型免許取得につき1名当たり	90,000円
けん引免許取得につき1名当たり	80,000円
準中型免許取得につき1名当たり	50,000円

②登録教育機関におけるフォークリフト運転技能資格取得の場合

フォークリフト運転技能資格取得に係る費用（教育機関に支払った金額）の2分の1

（上限額）資格取得につき1名あたり 5,000円

③「特例教習」を受講した場合、特例教習の受講に係る費用（教習所に支払った金額）の2分の1

（上限額）特例教習の受講1名あたり 100,000円を助成する。

(助成金予算額)

第5条 今年度の助成金予算額は次の通りとする。

総額 54,000,000円

(助成対象期間)

第6条 今年度の助成対象期間は以下の通りとする。

令和8年3月1日から令和9年2月26日までに免許・資格を取得し、助成金申請書を提出したものとする。但し、令和8年2月26日から2月28日までに免許・資格を取得したものについても、助成をする。

なお、期間内であっても年度の助成予算額に達した場合は、その時点で終了する。

2 年度途中で新規入会した事業者にあつては、入会日以降に免許・資格を取得したものを助成対象とする。

3 申請書の提出期限は、令和9年2月26日必着とする。

(助成金の申請手続き)

第7条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、免許・資格の取得後に「免許・資格取得助成金申請書」及び協会の定める必要書類を協会に提出するものとする。また、郵送による申請についても受付けるものとし、受付日は申請書が協会に到着した日とし、提出期限必着に郵送されたものを助成対象とする。

(助成金の交付)

第8条 協会は、会員事業者から前条による「免許・資格取得助成金申請書」等の提出があったときは、速やかにその内容を精査し、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第9条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- 2 この要綱その他協会が定める事項に違反したとき。
- 3 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(報 告)

第10条 協会は、この要綱に定める助成制度に関して、会員事業者に必要な報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会がこれを別に定める。

(附 則)

1. 本要綱は、平成20年4月1日より適用する。
2. 令和 8年 4月20日 一部改正